

日本造血・免疫細胞療法学会

認定医制度

日本造血・免疫細胞療法学会認定・専門医制度委員会

2012/08/01 初回原案作成

2012/11/19 理事会答申原案作成

2012/12/19 修正案作成

2012/12/24 修正第 2 案作成（1.0 版）

2014/3/10 1.1 版

2015/5/1 1.2 版

2018/10/02 1.3 版

2018/12/16 1.4 版

2019/12/22 1.5 版

2021/9/27 1.6 版

2025/7/27 1.7 版

内容

日本造血・免疫細胞療法学会認定医制度骨子と解説	4
骨子と解説作成	4
認定医の条件	4
認定医申請書類	5
診療実績と学術業績	6
認定有効期間	6
認定審査	7
審査料と登録料	7
移行措置	7
移行措置認定医の条件	7
移行措置認定医申請書類	8
移行措置認定医認定有効期間	8
移行措置申請受付期間	8
移行措置認定医認定審査	8
認定医更新条件	9
認定医更新申請書類	9
認定医制度規則・細則運用開始	9
その他	10
日本造血・免疫細胞療法学会認定医制度規則	11
規則作成	11
第1章 目的と総則	11
第2章 運営機関	11
第3章 認定医認定資格と認定方法	12
第4章 認定医の更新	15
第5章 認定医資格の喪失	16

第6章	規則の改正と廃止	16
第7章	附則	16
日本造血・免疫細胞療法学会認定医制度細則		17
細則作成		17
第1章	委員会の運営	17
第2章	認定医更新セミナーと教育セミナー	17
第3章	審査料と登録料	18
第4章	申請の時期と申請先	18
第5章	審査	19
第6章	附則	19
第7章	日本造血細胞移植学会認定医移行措置	19
改訂一覧		23

日本造血・免疫細胞療法学会認定医制度骨子と解説

骨子と解説作成

第 1.0 版 2012 年 2 月 22 日

第 1.1 版 2012 年 8 月 1 日

第 1.2 版 2012 年 9 月 23 日

第 1.3 版 2012 年 10 月 10 日

第 1.4 版 2012 年 11 月 6 日

第 1.5 版 2012 年 11 月 19 日

第 1.6 版 2012 年 12 月 19 日

第 1.7 版 2012 年 12 月 24 日

第 1.8 版 2014 年 3 月 10 日 ※全体 1.1 版、以後の改訂履歴は表紙および巻末参照

認定医の条件

- 1) 日本国の医師免許を有すること。
- 2) 日本血液学会専門医資格または日本小児血液・がん専門医資格を有すること。
 - 日本血液学会専門医資格取得には以下の全てが必要である：日本内科学会認定内科医資格または日本小児科学会小児科専門医資格、卒後 6 年以上の臨床研修、日本血液学会認定研修施設における血液専門医カリキュラムにもとづく 3 年以上の臨床血液学研修、3 年以上日本血液学会に所属、臨床血液学に関連する筆頭者としての学会発表か論文発表が 2 つ以上、日本血液学会専門医資格認定試験に合格。したがって、「日本血液学会専門医資格を有する」ならば、「卒後 6 年以上の臨床研修」と「3 年以上の臨床血液学研修」を受け、造血細胞移植を含む日本血液学会認定研修カリキュラムを修了していることになる。
 - 日本小児血液・がん学会専門医資格には以下の全てが必要である：小児科専門医資格、日本がん治療認定医機構がん治療認定医資格または日本血液学会専門医資格、卒後 7 年以上の臨床研修、5 年以上の小児血液および小児がんを含む小児科臨床、専門医研修施設における日本小児血液・がん専門医研修カリキュラムにもとづく 2 年以上の研修と臨床経験、筆頭演者発表を 1 つ以上含む 3 つの学会発表、筆頭著者を 1 つ以上含む 3 つの論文発表、日本小児血液・がん専門医資格認定試験に合格。したがって、「日本小児血液・がん専門医資格を有する」ならば、「卒後 7 年以上の臨床研修」と「5 年以上の小児血液・がん臨床研修」を受け、造血細胞移植を含む日本小児血液・がん学会認定研修カリキュラムを修了していることになる。
- 3) 申請時において 3 年以上継続して日本造血・免疫細胞療法学会の会員で会費を完納し

ていること。ただし日本造血細胞移植学会の時代の会員歴は通算できる。

- 4) 日本造血・免疫細胞療法学会学術総会に 3 回以上参加していること。ただし日本造血細胞移植学会学術総会への参加歴は通算できる。
- 5) 教育セミナーで 10 単位以上取得していること。
 - 教育セミナーは原則として学術総会期間に実施される。
 - 教育セミナーの参加は、原則として事前登録を要し、定員は教育セミナー開講案内時に通知する。応募者がこれを超える場合は抽選とする。
 - 教育セミナー1 コマ受講ごとに 1 単位を認定する。
 - 原則として、教育セミナーの途中退出は認めない。
 - 以下の異なる 5 分野で 2 単位 (2 コマ) ずつ取得する。
 - A) 同種造血幹細胞移植の適応とドナーの選択
 - B) 移植後の拒絶と移植片対宿主病
 - C) 拒絶・移植片対宿主病以外の移植合併症
 - D) 骨髄・末梢血幹細胞の採取と処理、ドナーの安全性と管理
 - E) 移植前処置の選択
 - 同じ分野の 2 単位は単年度の学術総会で取得する。
 - 認定医申請用取得単位の有効期限は、取得から 4 年を経過した翌 3 月末日とする。
- 6) 非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設において、造血細胞移植に関する内科または小児科研修による診療実績が通算 1 年以上あり、必要な経験と学識技術を習得していること。
 - 非血縁者間骨髄移植実施施設認定基準より、造血細胞移植や採取だけでなく、医療倫理の遵守や医療安全向上の面でも整備された施設であり、非血縁者間骨髄移植実施施設における診療実績を認定医審査の条件にすることは妥当と考えられる。
- 7) 採取実績は、骨髄および末梢血幹細胞を合わせて 3 例以上とし、うち骨髄採取実績を 2 例以上含むこと。
- 8) 同種造血細胞移植の診療実績が 5 例以上あること。
- 9) 造血細胞移植臨床に関する学術業績があること。
- 10) 認定期間中移植臨床にたずさわる予定であること。
- 11) 医療倫理を遵守し、医療安全の向上につとめていること。
 - 日本専門医制度評価・認定機構の専門医制度評価調査票では、医療倫理や医療安全の項目も必要と記載されている。

認定医申請書類

- 1) 認定医認定申請書
- 2) 履歴書

- 3) 医師免許証（写）
- 4) 血液専門医資格または小児血液・がん専門医資格の証明書（写）
- 5) 本学会学術総会参加証明書（写）または証明記録（コピー可）
 - 3回以上の参加を必要とする。
 - 以下のいずれかを証明記録とする：筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。
- 6) 本学会教育セミナー参加証（写）または証明記録（コピー可）
 - 異なる5分野で2単位ずつ取得する。
 - 同じ分野の2単位は単年度の学術総会で取得する。
 - 認定医申請用取得単位の有効期限は、取得から4年を経過した翌3月末日とする。（ただし、出産・育児・介護・病気その他（天災など）やむを得ない事情がある場合の配慮規定あり、規則第24条参照）
- 7) 非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設における在籍証明書（様式2）
 - 通算1年以上の在籍を必要とする。
 - 1年以上の在籍が証明できれば1通でよい。あるいは複数の証明書で合計1年以上になればよい。
- 8) 骨髄採取に関する証明書（様式3）
- 9) 診療実績一覧（次項参照）
- 10) 学術業績一覧（次項参照）
- 11) 医療倫理の遵守、医療安全の向上に関する同意書
- 12) 認定医審査料の送金を証明する記録（審査料20,000円）

診療実績と学術業績

- 1) 認定医の認定を申請する者は、TRUMP 認定医申請様式と所定の診療記録様式を用いて、同種造血細胞移植5例の診療実績を記載し、プリントアウトを提出する。認定医の認定を申請する者は、学術業績として、次の各項を記載する。
 - ① 和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文）1つ以上。なお、和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文）は、査読を有する学術雑誌（商業誌は不可）に掲載されたものであることとする。
 - ② 造血細胞移植に関する学会発表3回以上（筆頭演者1回以上を含む）

認定有効期間

- 認定日より5年を過ぎた翌3月末日まで（認定証に明記）。ただし認定日が4月1日の

場合は、認定日より認定日の5年後の3月31日まで。

認定審査

- 認定医の認定審査は、提出された書類の審査と診療実績・学術業績についての口頭試験または筆記試験により行う。医療業績・学術業績と合わせ総合的に判断する。
- 提出された書類の審査に合格した後、口頭試験または筆記試験で不合格と判断された場合、書類審査合格の日から3年を経過した翌3月末日までは、当該書類審査の合格を有効とし、口頭試験または筆記試験のみを再受験できるものとする。

審査料と登録料

- 1) 認定審査料は20,000円、口頭試験または筆記試験のみの再審査料は10,000円、更新審査登録料は20,000円とする。申請者は、申請書類提出に先立ち、審査料（更新時は審査登録料）を送金する。
- 2) 認定登録料は20,000円とする。申請者は、事務局からの通知に伴い、登録料を送金する。

移行措置

- 現在まで長期間造血細胞移植の臨床に携わり、認定医に資する経験と学識技術を有する者は、移行措置の手続きにより、日本造血細胞移植学会認定医の資格を与える。

移行措置認定医の条件

- 1) 日本国の医師免許を有すること。
- 2) 申請時において5年以上継続して本学会の会員で会費を完納していること。
- 3) 本学会学術総会に3回以上参加していること。
- 4) 造血細胞移植に関する内科または小児科の診療実績があり、必要な経験と学識技術を習得していること。
- 5) 以下のいずれかを満たすこと
 - ① 日本造血細胞移植学会の現評議員であること。
 - ② 日本血液学会専門医資格および日本小児血液・がん専門医資格を有さないが、通算25年以上造血細胞移植に関する臨床経験があり、日本造血細胞移植学会理事（理事長、副理事長を含む）もしくは日本造血細胞移植学会総会長経験者か総会長予定者による推薦があること。
 - ③ 日本血液学会専門医資格または日本小児血液・がん専門医資格を有し、通算10年以上造血細胞移植に関する臨床経験があり（初期研修医期間の移植経験も「通算10年」に含めてよい）、日本造血細胞移植学会理事（理事長、副理事長を含む）もしくは日本造血細胞移植学会総会長経験者か総会長予定者による推薦があること。

- 6) 造血細胞移植臨床に関する学術業績があること。
- 7) 認定期間中移植臨床にたずさわる予定であること。
- 8) 医療倫理を遵守し、医療安全の向上につとめていること。

移行措置認定医申請書類

- 1) 移行措置による認定医認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 血液専門医資格または小児血液・がん専門医資格の証明書（写）（資格がない場合は「資格なし」と明記する）
- 5) 本学会学術総会参加証明書（写）または証明記録（コピー可）
 - 3回以上の参加を必要とする。
 - 以下のいずれかを証明記録とする：筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。
- 6) 非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設における在籍証明書（様式2）
 - 通算1年以上の在籍を必要とする。造血細胞移植に関する十分な経験と診療実績が評議員の条件であることから、現評議員の場合、在籍証明書の提出は必要としない。なお、1年以上の在籍が証明できれば1通でよい。あるいは複数の証明書で合計1年以上になればよい。
- 7) 日本造血細胞移植学会理事（理事長、副理事長を含む）もしくは日本造血細胞移植学会総会長経験者か総会長予定者による推薦書（様式4）
 - 評議員の場合は必要としない。
- 8) 医療業績・発表業績一覧（様式1）
 - 評議員の場合は必要としない。
- 9) 医療倫理の遵守、医療安全の向上に関する同意書
- 10) 認定医審査料の送金を証明する記録（審査料20,000円）。

移行措置認定医認定有効期間

- 認定日より5年を過ぎた翌3月末日まで（認定証に明記）。

移行措置申請受付期間

- 4年

移行措置認定医認定審査

書類審査により行う。試験は課さない。医療・発表業績は総合的に評価される。非評議員の場合、血液内科医で20例以上、血液小児科医で10例以上の同種造血幹細胞移

植経験を有すること、和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文）があり、かつ発表業績点数 10 点以上が必要である。なお、和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文）は、査読を有する学術雑誌（商業誌は不可）に掲載されたものであることとする。

認定医更新条件

- 1) 日本造血・免疫細胞療法学会の会員で会費を完納していること。
- 2) 認定医（新規または更新）の認定期間内に、日本造血・免疫細胞療法学会学術総会に 2 回以上参加していること。ただし認定期間内の日本造血細胞移植学会学術総会への参加歴は通算できる。
- 3) 認定医（新規または更新）の認定期間内に、認定医更新セミナーで 10 単位以上取得していること。
 - 原則として、認定医更新セミナーの途中退出は認めない。
- 4) 医療倫理を遵守し、医療安全の向上につとめていること。

認定医更新申請書類

- 1) 認定医更新申請書
- 2) 本学会学術総会参加証明書（写）または証明記録（コピー可）
 - 認定医（新規または更新）の認定期間内に 2 回以上の参加を必要とする。
 - 以下のいずれかを証明記録とする：筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。
- 3) 認定医更新セミナーの参加証（写）または証明記録（コピー可）
 - 認定医（新規または更新）の認定期間内に、認定医更新セミナーで 10 単位以上取得していること。
- 4) 医療倫理の遵守、医療安全の向上に関する同意書
- 5) 認定医更新審査登録料の送金を証明する記録（更新審査登録料 20,000 円）

認定医制度規則・細則運用開始

- 認定医制度規則・細則は、2012 年 12 月 26 日より実施する。
- 教育セミナー、認定医更新セミナーは、日本造血・免疫細胞療法学会学術総会期間中に行う。
 - 教育セミナーは、第 35 回日本造血細胞移植学会学術総会（2013 年 3 月 7 日から 9 日 金沢）より開始する。

- 原則として学術総会で10単位分の教育セミナーを実施するが、初年度に予想される混乱を回避するため、第35回学術総会に限り、6単位分にとどめる。
- 認定医更新セミナーは、第36回日本造血細胞移植学会学術総会（2014年3月7日から9日 沖縄）より開始する。
- 日本造血・免疫細胞療法学会学術総会以外でも、認定医制度委員会が教育・研修的意義を認めたセミナーや講演は、日本造血・免疫細胞療法学会認定医更新セミナーとする。
- 原則として、認定医認定、教育セミナー受講に関する申請書類の受付は12月頃より、認定医更新、移行措置認定医認定に関する申請書類の受付は6月頃より、6・10週間行う。認定医更新セミナーの事前申請は不要とする。
- 移行措置認定医認定の申請受付は、2013年度より開始する。
- 認定医認定の申請受付は、2014年度より開始する。
- 認定医申請用取得単位の有効期限は、取得から4年を経過した翌3月末日とする。

その他

- 一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会定款参照

日本造血・免疫細胞療法学会認定医制度規則

規則作成

- 第 1.0 版 2006 年 10 月 1 日
第 1.5 版 2008 年 10 月 1 日
第 2.0 版 2012 年 8 月 1 日
第 2.1 版 2012 年 9 月 23 日
第 2.2 版 2012 年 10 月 10 日
第 2.3 版 2012 年 11 月 6 日
第 2.4 版 2012 年 11 月 19 日
第 2.5 版 2012 年 12 月 19 日
第 2.6 版 2012 年 12 月 24 日
第 2.7 版 2014 年 3 月 10 日 ※全体 1.1 版、以後の改訂履歴は表紙および巻末参照

第1章 目的と総則

- 第1条 日本造血・免疫細胞療法学会は、造血細胞移植および免疫細胞療法に関する広い知識と練磨された技能を備える優れた臨床医を養成し、社会の人々がより高い水準の造血細胞移植医療および免疫細胞療法の恩恵を受けられるよう国民の福祉に貢献する。
- 第2条 この目的達成のため、造血細胞移植および免疫細胞療法の指導的立場にある医師を多く抱える一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会（以下本学会）は、造血細胞移植および免疫細胞療法に携わる優れた臨床医を育成するための認定医制度（以下本制度）を発足させ、一定レベル以上の実力を持ち、信頼される臨床医を日本造血・免疫細胞療法学会認定医（以下認定医）として認定する。

第2章 運営機関

- 第3条 本制度運営のため、本学会に認定医制度委員会（以下委員会）を常設する。
- 第4条 委員会は、本制度全般を管理、運用し、疑義を処理する。
- 第5条 委員会は、委員会委員長（以下委員長）と若干名の委員により構成される。
- 第6条 本学会理事長（以下理事長）は、本学会評議員の中から委員長を選任し、委嘱する。
- 第7条 委員長は、本学会に所属する医師の中から委員を推薦し、理事長が委嘱する。
- 第8条 委員には、内科医と小児科医各 1 名以上含まなければならない。
- 第9条 委員長および委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

第10条 本制度の事務は、本学会事務局または委託された機関において行う。

第11条 委員会および関係者は、業務上入手した本学会会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第12条 委員長は、委員会を管掌し、本制度の円滑な運用を図る。

第13条 委員長は原則として年1回以上定期委員会を招集し、その議長となる。

第14条 定期委員会は、委員長および委員の過半数の出席をもって成立する。

第15条 委員長は、委員の3分の1以上から請求があれば、直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第16条 委員会の議事は、出席者の過半数の同意により議決される。可否同数の場合、委員長が決するものとする。

第17条 委員長は、日本造血・免疫細胞療法学会事務局または委託された機関から書記を指名する。書記は議事録を作成し、これを保管しなければならない。

第18条 議事録は原則として公開しない。ただし重要事項に関しては、本学会ウェブページや造血細胞移植学会誌を通じ公開してよい。

第19条 委員長は、委員会の審議結果を理事会に答申する。

第3章 認定医認定資格と認定方法

第20条 認定医の認定を申請する者は、次の各項を全て充足する必要がある。

- 1) 日本国の医師免許を有すること。
- 2) 日本血液学会専門医資格または日本小児血液・がん専門医資格を有すること。
- 3) 申請時において3年以上継続して本学会の会員で会費を完納していること。
- 4) 本学会学術総会に3回以上参加していること。
- 5) 教育セミナーで10単位以上取得していること。
 - 教育セミナーは原則として学術総会期間に実施される。
 - 教育セミナーの参加は、原則として事前登録を要し、定員は教育セミナー開講案内時に通知する。応募者がこれを超える場合は抽選とする。
 - 教育セミナー1コマ受講ごとに1単位を認定する。
 - 原則として、教育セミナーの途中退出は認めない。
 - 以下の異なる5分野で2単位(2コマ)ずつ取得する。
 - A) 同種造血幹細胞移植の適応とドナーの選択
 - B) 移植後の拒絶と移植片対宿主病
 - C) 拒絶・移植片対宿主病以外の移植合併症
 - D) 骨髄・末梢血幹細胞の採取と処理、ドナーの安全性と管理
 - E) 移植前処置の選択
 - 同じ分野の2単位は単年度の学術総会で取得する。

- 認定医申請用取得単位の有効期限は、取得から4年を経過した翌3月末日とする。
- 6) 非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設において、通算1年以上造血細胞移植に関する内科または小児科研修による診療実績があり、必要な経験と学識技術を習得していること。
- 7) 採取実績は、骨髄および末梢血幹細胞を合わせて3例以上とし、うち骨髄採取実績を2例以上含むこと。
- 8) 同種造血細胞移植の診療実績が5例以上あること。
- 9) 造血細胞移植臨床に関する学術業績があること。
- 10) 認定期間中移植臨床にたずさわる予定であること。
- 11) 医療倫理を遵守し、医療安全の向上につとめていること。

第21条 認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医認定申請書（様式 N5）
- 2) 履歴書（様式 6）
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 血液専門医資格または小児血液・がん専門医資格の証明書（写）
- 5) 本学会学術総会参加証明書（写）または証明記録（コピー可）（様式 7）
 - 3回以上の参加を必要とする。
 - 以下のいずれかを証明記録とする：筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。
- 6) 本学会教育セミナー参加証（写）または証明記録（コピー可）（様式 10）
 - 異なる5分野で2単位ずつ取得する。
 - 同じ分野の2単位は単年度の学術総会で取得する。
 - 認定医申請用取得単位の有効期限は、取得から4年を経過した翌3月末日とする。
- 7) 非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設における在籍証明書（様式 2）
 - 通算1年以上の在籍を必要とする。
 - 1年以上の在籍が証明できれば1通でよい。あるいは複数の証明書で合計1年以上になればよい。
- 8) 骨髄採取に関する証明書（様式 3）
- 9) 診療実績一覧（規則第22条参照）（様式 11）
- 10) 学術業績一覧（規則第23条参照）（様式 12）
- 11) 医療倫理の遵守、医療安全の向上に関する同意書（様式 8）
- 12) 認定医審査料の送金を証明する記録（様式 9）

第22条 認定医の認定を申請する者は、TRUMP 認定医申請様式と所定の診療記録様式を用いて、同種造血細胞移植5例の診療実績を記載し、プリントアウトを提出する。

第23条 認定医の認定を申請する者は、学術業績として、次の各項を記載する。

- 1) 和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植あるいは免疫細胞療法に関連する論文）1つ以上。なお、和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植あるいは免疫細胞療法に関連する論文）は、査読を有する学術雑誌（商業誌は不可）に掲載されたものであることとする。
- 2) 造血細胞移植あるいは免疫細胞療法に関する学会発表 3 回以上（筆頭演者 1 回以上を含む）

第24条 委員会は、毎年 1 回書類の審査と診療実績・学術業績についての口頭試験または筆記試験による認定医認定審査（以下認定審査）を行う。医療業績・学術業績と合わせ総合的に判断する。提出された書類の審査に合格した後、口頭試験または筆記試験で不合格と判断された場合、書類審査合格の日から 3 年を経過した翌 3 月末日までは当該書類審査の合格を有効とし、口頭試験または筆記試験のみを再受験できるものとする。

2 出産・育児・介護・病気その他のやむをえない事情により、当該年の書類審査の申請および口答試験または筆記試験の受験が困難と認められる場合、委員会は、次の各項に基づき、教育セミナー単位の有効期限の延長および口頭試験または筆記試験の受験を繰り越す措置をとることができる。

1) 対象

出産・育児・病気・家族の介護、その他（天災など）のやむをえない事情を対象とする

2) 措置

- (1) 翌年の申請時期に無効となっている教育セミナー単位の有効期限を 1 年、延長する（ただし 1 度有効期限を延長した単位について、再度の延長は認めない）
- (2) 書類審査後の口頭試験または筆記試験の受験を 1 年後に繰り越す

3) 申請受付時期

(1) 教育セミナー単位の有効期限延長

原則、当該教育セミナー単位の有効期限の 1 年前～当該年の認定医申請期限まで

<例>受講証明書記載の有効期限が「2020 年 3 月 31 日」の場合

2019 年 4 月 1 日～2019 年の認定医申請期限（概ね 10 月末）まで

(2) 口頭試験または筆記試験の繰り越し

原則、書類審査通過の通知メール受信後、概ね 1 ヶ月後まで

4) 申請書類

- (1) 教育セミナー単位の有効期限延長申請書（様式 13）
- (2) 口頭試験（筆記試験）の繰り越し申請書（様式 14）

第25条 委員会は、認定審査結果と認定医推薦リストを理事会へ報告する。

第26条 理事会は、認定審査結果と認定医推薦リストにもとづき認定医を決定し、認定医

認定申請者へ通知する。

第27条 認定医認定申請者の認定医登録料納付が確認されると、認定医として登録され、理事長が認定医認定証を交付する。

第28条 認定医資格の有効期間は、認定日より5年を経過した翌3月末日までとする。ただし認定日が4月1日の場合は、認定日より認定日の5年後の3月31日までとする。

第29条 認定医の名簿は、本学会のウェブページで公開する。

第4章 認定医の更新

第30条 認定医は、認定医資格取得後5年ごとに更新の手続きをとる必要がある。

第31条 海外生活や病気などの事情により更新の手続きがとれない場合、委員会で個別に審査する。委員会が妥当と認めた場合、本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。留保期間は認定医資格を有するものとする。

第32条 認定医の認定を更新する者は、次の各項に定める書類を委員会に提出しなければならない。なお、日本造血細胞移植学会の会費を完納している必要がある。

- 1) 認定医更新申請書
- 2) 本学会学術総会参加証明書（写）または証明記録（コピー可）
 - 認定医（新規または更新）の認定期間内に2回以上の参加を必要とする。
 - 以下のいずれかを証明記録とする：筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。
- 3) 認定医更新セミナーの参加証（写）または証明記録（コピー可）
 - 認定医（新規または更新）の認定期間内に、認定医更新セミナーで10単位以上取得していること。
- 4) 医療倫理の遵守、医療安全の向上に関する同意書
- 5) 認定医更新審査登録料の送金を証明する記録

第33条 何らかの理由により更新手続きを行えなかった場合、1年間の猶予期間を認め、翌年更新手続きを行うことができる。その場合の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。

第34条 委員会は、認定医から提出された認定医更新申請書類を審査し、その結果を理事会に報告する。

第35条 理事会は、委員会の審査結果にもとづき認定医登録更新の可否を決定し、認定医更新申請者へ通知する。

第36条 認定医更新申請者の認定医更新登録料納付が確認されると、認定医登録が更新され、理事長が認定医認定証を交付する。

第5章 認定医資格の喪失

第37条 認定医は次の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して認定医としての資格を辞退したとき
- 2) 本学会の会員としての資格を喪失したとき
- 3) 申請書類に虚偽が認められたとき
- 4) 認定医の更新を受けなかったとき
- 5) 認定医としてふさわしくない行為があった場合（委員会の議決によって決定する）
- 6) 医師の資格を喪失したとき
- 7) 学会を退会したとき

第6章 規則の改正と廃止

第38条 この規則の改正は、委員長または委員会が立案し、理事長および理事会の議決を受け決定する。

第39条 この規則は、理事長および理事会の議決があれば廃止できる。

第40条 この規則を施行するため、別に細則を定める。

第41条 この規則および細則以外に必要な事項や疑義が生じ、迅速な対応が必要な場合、委員長は規則を一時的に改正することができる。ただし、その場合、委員長は理事長および理事会へ事後報告する必要がある。

第42条 この規則の改正と廃止に関して、委員会および理事会によって決定された事項は速やかに本学会ウェブサイトおよびニューズレターに掲載し、会員に通告する。

第7章 附則

第43条 本規則は 2012 年 12 月 26 日より実施する。

第44条 理事会が本制度開始を決定したのち、理事長は速やかに委員長を選任する。委員長は委員を選び、委員会召集を要請する。委員長により招集された委員は、本制度の具体案を策定し、理事会へ答申する。理事会の承認を経て、これを行う。

日本造血・免疫細胞療法学会認定医制度細則

細則作成

第 1.0 版 2012 年 8 月 1 日

第 1.1 版 2012 年 9 月 23 日

第 1.2 版 2012 年 10 月 10 日

第 1.3 版 2012 年 11 月 6 日

第 1.4 版 2012 年 11 月 19 日

第 1.5 版 2012 年 12 月 19 日

第 1.6 版 2012 年 12 月 24 日

第 1.7 版 2014 年 3 月 10 日 ※全体 1.1 版、以後の改訂履歴は表紙および巻末参照

第1章 委員会の運営

第1条 日本造血・免疫細胞療法学会認定医制度規則を円滑に運用するため、細則を定める。

第2条 この細則の改正は、委員長または委員会が立案し、理事長および理事会の議決を受け決定する。

第3条 この細則は、理事長および理事会の議決があれば廃止できる。

第4条 この細則や規則以外に必要な事項や疑義が生じ、迅速な対応が必要な場合、委員長は細則を一時的に改正することができる。ただし、その場合、委員長は理事長および理事会へ事後報告する必要がある。

第5条 この細則の改正と廃止に関して、委員会および理事会によって決定された事項は速やかに本学会ウェブページおよびニューズレターに掲載し、会員に通告する。

第6条 認定制度委員会（委員会）の委員数は 10－20 名程度とし、委員長の裁量により増減する。

第7条 委員は本学会評議員が望ましい。ただし限定しない。医師以外の委員も認める。

第8条 委員会は委員長および過半数の委員の出席により成立する。文書または E メールによる意思の表示は出席と認める。

第9条 少なくとも 1 年に 1 回会合による委員会を開催する。

第10条 委員長が会合の必要がないと判断した事項や疑義については、E メールなどウェブ上で議論を進め、委員長と過半数の委員の同意があれば、議決してよい。

第2章 認定医更新セミナーと教育セミナー

第11条 日本造血・免疫細胞療法学会学術総会における教育講演、シンポジウム等の中で、

委員会が教育・研修的意義を認めたものは、日本造血・免疫細胞療法学会認定医更新セミナーと事前に告知され、参加者は所定の単位数を付与される。

第12条 日本造血・免疫細胞療法学会学術総会以外のセミナーや講演の中で、セミナー・講演主催者からの申し出を受け、委員会が教育・研修的意義を認めたものは、日本造血・免疫細胞療法学会認定医更新セミナーと事前に告知され、参加者は所定の単位数を付与される。

第13条 日本造血・免疫細胞療法学会学術総会期間中に教育セミナーを行う。教育セミナー1コマ受講ごとに1単位を認定する。以下の異なる5分野で2コマずつ行う。認定医資格取得の場合、同じ分野の2単位は単年度の学術総会で取得する。

- A) 同種造血幹細胞移植の適応とドナーの選択
- B) 移植後の拒絶と移植片対宿主病
- C) 拒絶・移植片対宿主病以外の移植合併症
- D) 骨髄・末梢血幹細胞の採取と処理、ドナーの安全性と管理
- E) 移植前処置の選択

第14条 教育セミナーの参加は、原則として事前登録を要し、定員は教育セミナー開講案内時に通知する。応募者がこれを超える場合は抽選とする。

第15条 原則として、認定医更新セミナー、教育セミナーの途中退出は認めない。

第3章 審査料と登録料

第16条 認定審査料は20,000円、口頭試験または筆記試験のみの再審査料は10,000円、更新審査登録料は20,000円とする。申請者は、申請書類提出に先立ち、審査料（更新時は審査登録料）を送金する。

第17条 申請者より支払われた審査料（更新時は審査登録料）は返還しない。

第18条 申請者より提出された書類は返還しない。

第19条 認定登録料は20,000円とする。申請者は、事務局からの通知に伴い、登録料を送金する。

第20条 申請者より支払われた登録料は返還しない。

第4章 申請の時期と申請先

第21条 委員会は、認定医認定および更新申請時期、その他について、実施3か月前に公示する。

第22条 申請先および審査・登録料送金先は、「日本造血・免疫細胞療法学会認定医制度事務局」とする。

第23条 認定医認定・更新に関する申請書類の提出期限は、原則として同日とする。

第24条 原則として、認定医認定、教育セミナー受講に関する申請書類の受付は12月頃より、認定医更新、移行措置認定医認定に関する申請書類の受付は6月頃より、6-10週間行う。認定医更新セミナーの事前申請は不要とする。最終日は消印有効とする。

第25条 認定医認定の申請受付は、2014年度より開始する。

第5章 審査

第26条 全ての審査は、年度内に完了しなければならない。

第27条 認定医認定・更新に関する審査は、原則として同日に行う。

第28条 口頭試験を行う場合、提出された症例一覧と業績について行う。

第29条 口頭試験の面接官は、委員会が面接官候補リストを理事会に提出し、理事会の審議を経て決定する。

新規認定医認定審査は口頭試験を原則とするが、申請者が多数の場合、筆記試験への変更や方法等に関して委員長と委員会で検討する。

第6章 附則

第30条 この細則は2012年12月26日から施行する。

第31条 教育セミナーは、2012年度第35回日本造血細胞移植学会学術総会（2013年3月7日から9日 金沢）より開始する。

第32条 認定医更新セミナーは、2013年度第36回日本造血細胞移植学会学術総会（2014年3月7日から9日 沖縄）より開始する。

第33条 原則として学術総会で10単位分の教育セミナーを実施するが、初年度に予想され予想される混乱を回避するため、第35回学術総会に限り、6単位分にとどめる。

第34条 2012年度第35回学術総会の教育セミナーに関する事前登録や受講証明などの事務手続きは、第35回学術総会事務局が代行し、教育セミナーの事務手続きや会場費などの経費は、総会経費とは別に後日学会に請求される。2013年度以降予想される事務手続き業務増加は、造血細胞移植学会事務局人員増加により対応する。

第35条 移行措置認定医認定の申請受付は、2013年度より開始する。

第36条 移行措置を介さない認定医認定の申請受付は、2014年度より開始し、2014年度内に第1回目の認定医認定審査を行う。

第37条 細則の改正や細則の実施に関して生じる疑義は、委員長と委員会の審議により対応する。

第7章 日本造血細胞移植学会認定医移行措置

第38条 現在まで長期間造血細胞移植の臨床に携わり、認定医に資する経験と学識技術を有する者は、移行措置の手続きにより、日本造血細胞移植学会認定医の資格を与える。

第39条 移行措置による資格認定有効期間は、認定日より5年を経過した翌3月末日までとする。

第40条 移行措置の申請受付期間は、2013年度より4年とする。6月頃より申請を受け付ける。

第41条 移行措置による認定医の認定を申請する者は、次の各項を全て充足する必要がある。

- 1) 日本国の医師免許を有すること。
- 2) 申請時において5年以上継続して本学会の会員で会費を完納していること。
- 3) 本学会学術総会に3回以上参加していること。
- 4) 造血細胞移植に関する内科または小児科の診療実績があり、必要な経験と学識技術を習得していること。
- 5) 以下のいずれかを満たすこと
 - ① 日本造血細胞移植学会の現評議員であること。
 - ② 日本血液学会専門医資格および日本小児血液・がん専門医資格を有さないが、通算25年以上造血細胞移植に関する臨床経験があり、日本造血細胞移植学会理事（理事長、副理事長を含む）もしくは日本造血細胞移植学会総会長経験者か総会長予定者による推薦があること。
 - ③ 日本血液学会専門医資格または日本小児血液・がん専門医資格を有し、通算10年以上造血細胞移植に関する臨床経験があり（初期研修医期間の移植経験も「通算10年」に含めてよい）、日本造血細胞移植学会理事（理事長、副理事長を含む）もしくは日本造血細胞移植学会総会長経験者か総会長予定者による推薦があること。
- 6) 造血細胞移植臨床に関する学術業績があること。
- 7) 認定期間中移植臨床にたずさわる予定であること。
- 8) 医療倫理を遵守し、医療安全の向上につとめていること。

第42条 移行措置による認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 移行措置による認定医認定申請書（様式5）
- 2) 履歴書（様式6）
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 血液専門医資格または小児血液・がん専門医資格の証明書（写）（資格がない場合は「資格なし」と明記する）
- 5) 本学会学術総会参加証明書（写）または証明記録（コピー可）（様式7）
- 3回以上の参加を必要とする。

- 以下のいずれかを証明記録とする：筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。
- 6) 非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設における在籍証明書（様式 2）
 - 通算 1 年以上の在籍を必要とする。造血細胞移植に関する十分な経験と診療実績が評議員の条件であることから、現評議員の場合、在籍証明書の提出は必要としないなお、1 年以上の在籍が証明できれば 1 通でよい。あるいは複数の証明書で合計 1 年以上になればよい。
- 7) 日本造血細胞移植学会理事（理事長、副理事長を含む）もしくは日本造血細胞移植学会総会長経験者か総会長予定者による推薦書（様式 4）
 - 評議員の場合は必要としない。
- 8) 医療・発表業績一覧（様式 1）
 - 評議員の場合は必要としない。
- 9) 医療倫理の遵守、医療安全の向上に関する同意書（様式 8）
- 10) 認定医審査料の送金を証明する記録（様式 9）

第43条 移行措置による認定医の認定に関して、委員会は年 1 回書類審査を行う。試験は課さない。医療・発表業績は総合的に評価される。非評議員の場合、血液内科医で 20 例以上、血液小児科医で 10 例以上の同種造血幹細胞移植経験を有すること、和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文）があり、かつ発表業績点数 10 点以上が必要である。和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文）は、査読を有する学術雑誌（商業誌は不可）に掲載されたものであることとする。なお、発表業績点数は以下の計算式により算出する：英文論文（筆頭著者）IF 合計 $\times 3$ + 英文論文（筆頭著者では無いが第 2 著者か著者代表か最終著者）IF 合計 $\times 2$ + 英文論文（それら以外）IF 合計 $\times 1$ + 和文論文（筆頭著者分のみ）点数合計 $\times 1$ + 学会発表（筆頭演者分のみ）点数合計 $\times 1$ 。和文論文点数に関しては、「臨床血液」、「小児血液学会雑誌」、「日本血液学会雑誌（和文誌の時代）」の論文は 1 点、「日本造血細胞移植学会雑誌」の論文は 2 点、それ以外は 0 点として計算する。学会発表点数に関しては、特別講演、教育講演、シンポジウムは 1 回 5 点、その他は 2 点として計算する。

第44条 委員会は、移行措置による認定審査結果と認定医推薦リストを理事会へ報告する。

第45条 理事会は、移行措置による認定医審査結果と認定医推薦リストに基づき認定医を決定し、認定医認定申請者へ通知する。

第46条 移行措置による認定医認定申請者の認定医登録料納付が確認されると、認定医と

して登録され、理事長が認定医認定証を交付する。

第47条 認定医の名簿は、本学会のウェブページで公開する。ただし、移行措置の有無は明記しない。

第48条 移行措置による認定医の認定医更新条件

- 日本造血細胞移植学会の会員で会費を完納していること。
- 移行措置認定医（新規または更新）の認定期間内に、日本造血細胞移植学会学術総会に2回以上参加していること。
- 移行措置認定医（新規または更新）の認定期間内に、認定医更新セミナーで10単位以上取得していること。

改訂一覧

改訂 1.1 版

1 改訂日

1.1 2014 年 3 月 10 日

2 認定医制度骨子・規則・細則

2.1 骨子

- 2.1.1 認定医の条件 5) 教育セミナーについて、認定医申請用取得単位の有効期限「取得から 3 年後の年度末」を「取得から 4 年を経過した翌 3 月末日まで」に改めた。
- 2.1.2 認定医の条件 6) 「非血縁者間造血細胞移植認定施設」を「非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設」に改めた。
- 2.1.3 認定医の条件に、10) 「認定期間中移植臨床にたずさわる予定であること。」を追記した。
- 2.1.4 認定医申請書類 5) 総会参加証明に関して、「筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。」とした。
- 2.1.5 認定医申請書類 6) 認定医申請用取得単位の有効期限「取得から 3 年後の年度末」を「取得から 4 年を経過した翌 3 月末日まで」と改めた。
- 2.1.6 認定医申請書類 7) 「非血縁者間造血細胞移植認定施設における在籍証明書」を「非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設における在籍証明書」と改め、「1 年以上の在籍が証明できれば 1 通でよい。あるいは複数の証明書で合計 1 年以上になればよい。」を追記した。
- 2.1.7 認定医認定有効期間「5 年」を「認定医認定証交付日より 5 年を過ぎた翌 3 月末日まで（認定証に明記）」とした。
- 2.1.8 認定医認定審査において、「医療業績・学術業績と合わせ総合的に判断する。」と追記した。
- 2.1.9 移行措置認定医の条件 5) ②に「日本血液学会専門医資格および日本小児血液・がん専門医資格を有さないが、」を追記、また、7) 「認定期間中に移植臨床にたずさわる予定であること。」を追記した。
- 2.1.10 移行措置認定医申請書類 5) 総会参加証明に関して、「筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。」とした。
- 2.1.11 移行措置認定医申請書類 6) 「非血縁者間造血細胞移植認定施設における在籍証明書」を「非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設における在籍

証明書」と改め、「1年以上の在籍が証明できれば1通でよい。あるいは複数の証明書で合計1年以上になればよい。」を追記した。

2.1.12 移行措置認定医認定有効期間「5年」を「認定医認定証交付日より5年を過ぎた翌3月末まで（認定証に明記）」とした。

2.1.13 移行措置認定医認定審査に関して、「医療・発表業績は総合的に評価される。非評議員の場合、血液内科医で20例以上、血液小児科医で10例以上の同種造血幹細胞移植経験を有すること、造血細胞移植に関する英文・和文いずれかの筆頭著者論文があり、かつ発表業績点数10点以上が必要である。」と追記した。

2.1.14 認定医更新条件に、「4）更新認定期間中に移植臨床にたずさわる予定であること。」を追記した。

2.1.15 認定医更新申請書類2）総会参加証明書に関して、「筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。」とした。

2.1.16 認定医制度規則・細則運用開始の中で、第36回日本造血細胞移植学会学術総会（那覇）を第36回日本造血細胞移植学会学術総会（2014年3月7日から9日 沖縄）と修正した。

2.1.17 認定医制度規則・細則運用開始の中で、認定医申請用取得単位の有効期限「取得から3年後の年度末」を「取得から4年を経過した翌3月末日」と改めた。

2.2 規則

2.2.1 第20条5）認定医申請用取得単位の有効期限「取得から3年後の年度末」を「取得から4年を経過した翌3月末日」と改めた。

2.2.2 第20条6）「非血縁者間造血細胞移植認定施設」を「非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設」へ改めた。

2.2.3 第20条10）「認定期間中移植臨床にたずさわる予定であること。」を追記した。

2.2.4 第21条5）総会参加証明に関して、「筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。」とした。

2.2.5 第21条6）認定医申請用取得単位の有効期限「取得から3年後の年度末」を「取得から4年を経過した翌3月末日」と改めた。

2.2.6 第21条7）「非血縁者間造血細胞移植認定施設における在籍証明書」を「非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設における在籍証明書」と改め、「1年以上の在籍が証明できれば1通でよい。あるいは複数の証明書で合計1年以上になればよい。」を追記した。

- 2.2.7 第 24 条に「医療業績・学術業績と合わせ総合的に判断する。」を追記した。
- 2.2.8 第 28 条の認定医認定証の有効期間「5 年」を「認定医認定証交付日より 5 年を経過した翌 3 月末日まで」とした。
- 2.2.9 第 32 条 2) 総会参加証明に関して、「筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。」とした。

2.3 細則

- 2.3.1 第 39 条の移行措置認定有効期間「5 年」を「認定医認定証交付日より 5 年を経過した翌 3 月末まで」へ改めた。
- 2.3.2 第 41 条 5) ②に「日本血液学会専門医資格および日本小児血液・がん専門医資格を有さないが、」を追記、また、7)「認定期間中に移植臨床にたずさわる予定であること。」を追記した。
- 2.3.3 第 42 条 5) 総会参加証明書に関して、「筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。」とした。
- 2.3.4 第 42 条 6)「非血縁者間造血細胞移植認定施設における在籍証明書」を「非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設における在籍証明書」と改め、「1 年以上の在籍が証明できれば 1 通でよい。あるいは複数の証明書で合計 1 年以上になればよい。」を追記した。
- 2.3.5 第 43 条に、「医療・発表業績は総合的に評価される。非評議員の場合、血液内科医で 20 例以上、血液小児科医で 10 例以上の同種造血幹細胞移植経験を有すること、造血細胞移植に関する英文・和文いずれかの筆頭著者論文があり、かつ発表業績点数 10 点以上が必要である。なお、発表業績点数は以下の計算式により算出する：英文論文（筆頭著者）IF 合計 $\times 3 +$ 英文論文（筆頭著者では無いが第 2 著者か著者代表か最終著者）IF 合計 $\times 2 +$ 英文論文（それら以外）IF 合計 $\times 1 +$ 和文論文（筆頭著者分のみ）点数合計 $\times 1 +$ 学会発表（筆頭演者分のみ）点数合計 $\times 1$ 。和文論文点数に関しては、「臨床血液」、「小児血液学会雑誌」、「日本血液学会雑誌（和文誌の時代）」の論文は 1 点、「日本造血細胞移植学会雑誌」の論文は 2 点、それ以外は 0 点として計算する。学会発表点数に関しては、特別講演、教育応援、シンポジウムは 1 回 5 点、その他は 2 点として計算する。」を追記した。

3 様式 1 移行措置認定用医療・発表業績

- 3.1 「日本における造血細胞移植 平成 25 年度 全国調査報告書」表 2.2 を参照、合計（Total）の数字を正確に転記してください。無ければ 0 としてください。」と追記した。

- 3.2 医療業績に関して、「自家移植を含めた症例数を記載してください。他施設での移植後のGVHDや合併症を治療した場合も含まれます。血液内科医で20例以上、血液小児科医で10例以上の同種造血幹細胞移植経験を有することが必要です。」と追記した。
 - 3.3 発表業績（E）学会発表に関して、特別講演、教育講演、シンポジウム以外の発表業績の点数を0点から2点へ改めた。
 - 3.4 「造血細胞移植に関する英文・和文いずれかの筆頭著者論文があり、かつ発表業績点数10点以上が必要です。」と追記した。
 - 3.5 「移植に関する発表業績リスト」記入欄を追加し、論文および学会発表のうち、3つまで記入してください（ただし、造血細胞移植に関する筆頭著者論文を1つ以上含むこと）。論文の別刷りタイトルページ、学会プログラム等のコピーは、添付不要です。以下枠内に収まらない場合は、別紙(A4サイズ)にて作成のうえ提出ください。と記載した。
- 4 様式2 非血縁者間造血細胞移植認定施設における在籍証明書
 - 4.1 「非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設における在籍証明書」（*1日本骨髄バンクの移植に認定施設を指す）へ改めた。
 - 4.2 「本在籍証明書は、1年以上の在籍が証明できれば1通の提出で可。あるいは複数の証明書で合計1年以上の在籍が証明できれば可。」と追記した。
- 5 様式5 認定医申請書（移行措置用）
 - 5.1 移行措置認定医の条件に、「認定期間中に移植臨床にたずさわる予定です」「申請時において5年以上継続して本学会の会員で会費を完納していること。」および「日本造血細胞移植学会総会に3回以上参加していること。」を追記した。
 - 5.2 移行措置認定医の条件②に、「日本血液学会専門医資格および日本小児血液・がん専門医資格は有していないが、」を追記した。
 - 5.3 提出書類のチェックリストに氏名記入欄を追加した。また、「注1）記名、チェックの上、この用紙（チェックリスト）もご提出ください。注2）提出される申請用紙はすべてA4サイズに統一してください。」と注記した。
 - 5.4 提出書類のチェックリストの「医師免許証（コピー）」欄に「A4サイズに縮小コピーしてください」と注記した。
 - 5.5 提出書類のチェックリストの「日本血液学会血液専門医資格または小児血液・がん専門医資格の証明書（コピー）」欄に「認定期間をご確認の上、認定期間内の証明書をご提出ください。」と注記した。

- 5.6 提出書類のチェックリストの「非血縁者間造血細胞移植認定施設の在籍証明書」欄を「非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植認定施設の在籍証明書」へ改め、「1年以上在籍の証明ができれば1施設分のみの提出で可」と追記した。

6 様式7 総会参加証明

- 6.1 「参加証明書は、所属・氏名が記載されている部分もコピー、貼付願います。」と追記した。また、「以下のいずれかを証明記録とします：筆頭演者・座長証明（抄録のコピーなど）、出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等参加記録。」とした。

改訂 1.2 版

1 改訂日

1.1 2015年5月1日

2 認定医制度骨子・規則・細則

2.1 骨子

- 2.1.1 診療実績と学術業績 1)①「造血細胞移植の臨床に関する論文（和文・英文は問わない）」を「和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文）」とした。また、「なお、和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文）は、査読を有する学術雑誌（商業誌は不可）に掲載されたものであることとする。」を追記した。
- 2.1.2 認定審査に「提出された書類の審査に合格した後、口頭試験または筆記試験で不合格と判断された場合、書類審査合格の日から3年を経過した翌3月末日までは、当該書類審査の合格を有効とし、口頭試験または筆記試験のみを再受験できるものとする。」を追記した。
- 2.1.3 審査料と登録料 1)に「口頭試験または筆記試験のみの再審査料は10,000円」と追記した。
- 2.1.4 移行措置認定医認定審査の「造血細胞移植の臨床に関する論文（和文・英文は問わない）」を「和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文）」とした。また、「なお、和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞

移植に関連する論文)は、査読を有する学術雑誌(商業誌は不可)に掲載されたものであることとする。」を追記した。

- 2.1.5 認定医更新条件 2)、3)「申請年度から 5 年間」を「認定期間内」とした。
3) 認定医更新単位を取得できるセミナーに関して、「教育セミナー」を削除した。また、「認定医更新セミナー 1 コマ受講ごとに 1 単位を認定する」を削除した。

2.2 規則

- 2.2.1 第 23 条 1) 移行措置認定医認定審査の「造血細胞移植の臨床に関する論文(和文・英文は問わない)」を「和文または英文の筆頭著者(あるいは second, last, corresponding author)論文(原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文)」とした。また、「なお、和文または英文の筆頭著者(あるいは second, last, corresponding author)論文(原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文)は、査読を有する学術雑誌(商業誌は不可)に掲載されたものであることとする。」を追記した。
- 2.2.2 第 24 条「提出された書類の審査に合格した後、口頭試験または筆記試験で不合格と判断された場合、書類審査合格の日から 3 年を経過した翌 3 月末日までは、当該書類審査の合格を有効とし、口頭試験または筆記試験のみを再受験できるものとする。」と追記した。
- 2.2.3 第 32 条 2)、3)「申請年度から 5 年間」を「認定期間内」とした。また、認定医更新単位を取得できるセミナーに関して、「教育セミナー」を削除した。

2.3 細則

- 2.3.1 第 11 条「コーポレートセミナーと教育講演の中で」を、「教育講演、シンポジウム等の中で」とした。また、「1 単位」を「所定の単位数を」とした。
- 2.3.2 第 12 条「1 単位」を「所定の単位数を」とした。
- 2.3.3 第 13 条「認定医資格更新の場合、1 単位(1 コマ)ずつ取得できる」を削除した。
- 2.3.4 第 16 条認定審査料に関して、「口頭試験または筆記試験のみの再審査料は 10,000 円」を追記した。
- 2.3.5 第 43 条「造血細胞移植の臨床に関する論文(和文・英文は問わない)」を「和文または英文の筆頭著者(あるいは second, last, corresponding author)論文(原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文)」とした。また、「和文または英文の筆頭著者(あるいは second, last, corresponding author)論文(原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文)」

は、査読を有する学術雑誌（商業誌は不可）に掲載されたものであることとする。」を追記した。

- 2.3.6 第 48 条「申請年度から 5 年間」を「認定期間内」とした。更新単位を取得できるセミナーに関して、また、認定医更新単位を取得できるセミナーに関して、「教育セミナー」を削除した。また、「認定医更新セミナー 1 コマ受講ごとに 1 単位を認定する」を削除した。

改訂 1.3 版

1 改訂日

1.1 2018 年 10 月 2 日

2 認定医制度骨子・規則・細則

2.1 骨子

- 2.1.1 認定医申請書類 6) 本学会教育セミナー参加証（写）または証明記録（コピー可）の「認定医申請用取得単位の有効期限は、取得から 4 年を経過した翌 3 月末日とする。」に「(ただし、出産・育児・介護・病気その他（天災など）やむを得ない事情がある場合の配慮規定あり、規則第 24 条参照）」の一文を追加した。

2.2 規則

- 2.2.1 第 24 条に、2 項として出産・育児・介護・病気その他（天災など）やむを得ない事情がある場合の認定医試験受験への配慮規定を追加した。

改訂 1.4 版

1 改訂日

1.1 2018 年 12 月 16 日

2 認定医制度骨子・規則・細則骨子審査料と登録料の「更新審査料は 10,000 円とする。

申請者は、申請書類提出に先立ち、審査料を送金する」を「更新審査登録料は 20,000 円とする。申請者は、申請書類提出に先立ち、審査料（更新時は審査登録料）を送金する。」とした。

- 2.2.2 審査料と登録料の「認定登録料は 20,000 円、更新登録料は 10,000 円とする」を「認定登録料は 20,000 円とする」とした。

- 2.2.3 認定医更新申請書類の「認定医審査料の送金を証明する記録（審査料 10,000 円）」を「認定医更新審査登録料の送金を証明する記録（更新審査登録料 20,000 円）」とした。

2.2 規則

- 2.2.1 第 32 条の「5) 認定医更新審査料の送金を証明する記録」を「5) 認定医更新審査登録料の送金を証明する記録」とした。

2.3 細則

- 2.3.1 第 16 条の「更新審査料は 10,000 円とする。申請者は、申請書類提出に先立ち、審査料を送金する」を「更新審査登録料は 20,000 円とする。申請者は、申請書類提出に先立ち、審査料（更新時は審査登録料）を送金する。」とした。
- 2.3.2 第 17 条の「申請者より支払われた審査料は返還しない。」を「申請者より支払われた審査料（更新時は審査登録料）は返還しない。」とした。
- 2.3.3 第 19 条の「認定登録料は 20,000 円、更新登録料は 10,000 円とする」を「認定登録料は 20,000 円とする」とした。

改訂 1.5 版

1 改訂日

- 1.1 2019 年 12 月 22 日

2 認定医制度骨子・規則・細則

1.2 骨子

- 1.2.1 認定医更新条件「4) 更新認定期間中に移植臨床にたずさわる予定であること。」を削除した。

改訂 1.6 版

1 改訂日

- 1.1 2021 年 9 月 27 日

2 制度名称および資格名称の改訂

- 制度名称を「日本造血細胞移植学会造血細胞移植認定医制度」から「日本造血・免疫細胞療法学会認定医制度」に改訂した。
- 資格名称を「日本造血細胞移植学会造血細胞移植認定医」から「日本造血・免疫細胞療法学会認定医」に改訂した。

3 認定医制度骨子・規則・細則

3.1 骨子

- 3.1.1 「認定医の条件」の 3)、4)をそれぞれ以下の通り改訂した。

<改訂前>

- 3) 申請時において 3 年以上継続して日本造血細胞移植学会の会員で会費を完納していること。
- 4) 日本造血細胞移植学会学術総会に 3 回以上参加していること。

＜改訂後＞

- 3) 申請時において3年以上継続して日本造血・免疫細胞療法学会の会員で会費を完納していること。ただし日本造血細胞移植学会の時代の会員歴は通算できる。
- 4) 日本造血・免疫細胞療法学会学術総会に3回以上参加していること。
ただし日本造血細胞移植学会学術総会への参加歴は通算できる。

3.1.2 「認定医更新条件」の1)、2)をそれぞれ以下の通り改訂した。

＜改訂前＞

- 1) 日本造血細胞移植学会の会員で会費を完納していること。
- 2) 認定医（新規または更新）の認定期間内に、日本造血細胞移植学会学術総会に2回以上参加していること。

＜改訂後＞

- 1) 日本造血・免疫細胞療法学会の会員で会費を完納していること。
- 2) 認定医（新規または更新）の認定期間内に、日本造血・免疫細胞療法学会学術総会に2回以上参加していること。ただし認定期間内の日本造血細胞移植学会学術総会への参加歴は通算できる。

3.1.3 「認定有効期間」を以下の通り改訂した。

＜改訂前＞

認定証交付日より5年を過ぎた翌3月末日まで（認定証に明記）。

＜改訂後＞

認定日より5年を過ぎた翌3月末日まで（認定証に明記）。ただし認定日が4月1日の場合は、認定日より認定日の5年後の3月31日まで。

3.1.4 「移行措置認定医認定有効期間」を以下の通り改訂した。

＜改訂前＞

認定証交付日より5年を過ぎた翌3月末日まで（認定証に明記）。

＜改訂後＞

認定日より5年を過ぎた翌3月末日まで（認定証に明記）。

3.1.5 「認定医制度規則・細則運用開始」の以下の記載について、「日本造血細胞移植学会」の表記を「日本造血・免疫細胞療法学会」に改訂した（以下は改訂後の表記のみを記載）。

- 教育セミナー、認定医更新セミナーは、日本造血・免疫細胞療法学会学術総会期間中に行う。
- 日本造血・免疫細胞療法学会学術総会以外でも、認定医制度委員会が教育・研修的意義を認めたセミナーや講演は、日本造血・免疫細胞療法学会認定医更新セミナーとする。

- 3.1.6 「その他」の以下の記載について、「日本造血細胞移植学会」の表記を「日本造血・免疫細胞療法学会」に改訂した（以下は改訂後の表記のみを記載）。

➤ 一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会定款参照

3.2 規則

- 3.2.1 第1条を以下の通り改訂した。

＜改訂前＞

第1条 日本造血細胞移植学会は、造血細胞移植に関する広い知識と練磨された技能を備える優れた造血細胞移植臨床医を養成し、社会の人々がより高い水準の造血細胞移植医療の恩恵を受けられるよう国民の福祉に貢献する。

＜改訂後＞

第1条 日本造血・免疫細胞療法学会は、造血細胞移植および免疫細胞療法に関する広い知識と練磨された技能を備える優れた臨床医を養成し、社会の人々がより高い水準の造血細胞移植医療および免疫細胞療法の恩恵を受けられるよう国民の福祉に貢献する。

- 3.2.2 第2条を以下の通り改訂した。

＜改訂前＞

第2条 この目的達成のため、造血細胞移植の指導的立場にある医師を多く抱える有限責任中間法人日本造血細胞移植学会（以下本学会）は、優れた造血細胞移植臨床医を育成するための認定医制度（以下本制度）を発足させ、一定レベル以上の実力を持ち、信頼される造血細胞移植臨床医を造血細胞移植認定医（以下認定医）として認定する。

＜改訂後＞

第2条 この目的達成のため、造血細胞移植および免疫細胞療法の指導的立場にある医師を多く抱える一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会（以下本学会）は、造血細胞移植および免疫細胞療法に携わる優れた臨床医を育成するための認定医制度（以下本制度）を発足させ、一定レベル以上の実力を持ち、信頼される臨床医を日本造血・免疫細胞療法学会認定医（以下認定医）として認定する。

- 3.2.3 第17条の以下の記載について、「日本造血細胞移植学会」の表記を「日本造血・免疫細胞療法学会」に改訂した（以下は改訂後の表記のみを記載）。

第17条 委員長は、日本造血・免疫細胞療法学会事務局または委託された機関から書記を指名する。書記は議事録を作成し、これを保管しなければならない。

3.2.4 第 23 条を以下の通り改訂した。

＜改訂前＞

第 23 条 認定医の認定を申請する者は、学術業績として、次の各項を記載する。

- 1) 和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文）1 つ以上。なお、和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植に関連する論文）は、査読を有する学術雑誌（商業誌は不可）に掲載されたものであることとする。
- 2) 造血細胞移植に関する学会発表 3 回以上（筆頭演者 1 回以上を含む）

＜改訂後＞

第 23 条 認定医の認定を申請する者は、学術業績として、次の各項を記載する。

- 1) 和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植あるいは免疫細胞療法に関連する論文）1 つ以上。なお、和文または英文の筆頭著者（あるいは second, last, corresponding author）論文（原則として造血細胞移植の臨床に関する論文。もしくは、造血細胞移植あるいは免疫細胞療法に関連する論文）は、査読を有する学術雑誌（商業誌は不可）に掲載されたものであることとする。
- 2) 造血細胞移植あるいは免疫細胞療法に関する学会発表 3 回以上（筆頭演者 1 回以上を含む）

3.2.5 第 42 条を以下の通り改訂した。

＜改訂前＞

第 42 条 この規則の改正と廃止に関して、委員会および理事会によって決定された事項は速やかに本学会ウェブサイトおよび日本造血細胞移植学会誌に掲載し、会員に通告する。

＜改訂後＞

第 42 条 この規則の改正と廃止に関して、委員会および理事会によって決定された事項は速やかに本学会ウェブサイトおよびニューズレターに掲載し、会員に通告する。

3.3 細則

3.3.1 第1条、第11条、第12条、第13条、第22条について、「日本造血細胞移植学会」の表記を「日本造血・免疫細胞療法学会」に改訂した（以下は改訂後の表記のみを記載）。

第1条 日本造血・免疫細胞療法学会認定医制度規則を円滑に運用するため、細則を定める。

第11条 日本造血・免疫細胞療法学会総会学術総会における教育講演、シンポジウム等の中で、委員会が教育・研修的意義を認めたものは、日本造血・免疫細胞療法学会認定医更新セミナーと事前に告知され、参加者は所定の単位数を付与される。

第12条 日本造血・免疫細胞療法学会学術総会以外のセミナーや講演の中で、セミナー・講演主催者からの申し出を受け、委員会が教育・研修的意義を認めたものは、日本造血・免疫細胞療法学会認定医更新セミナーと事前に告知され、参加者は所定の単位数を付与される。

第13条 日本造血・免疫細胞療法学会学術総会期間中に教育セミナーを行う。教育セミナー1コマ受講ごとに1単位を認定する。以下の異なる5分野で2コマずつ行う。認定医資格取得の場合、同じ分野の2単位は単年度の学術総会で取得する。

第22条 申請先および審査・登録料送金先は、「日本造血・免疫細胞療法学会認定医制度事務局」とする。

3.3.2 第5条を以下の通り改訂した。

<改訂前>

第5条 この細則の改正と廃止に関して、委員会および理事会によって決定された事項は速やかに本学会ウェブページおよび日本造血細胞移植学会誌に掲載し、会員に通告する。

<改訂後>

第5条 この細則の改正と廃止に関して、委員会および理事会によって決定された事項は速やかに本学会ウェブページおよびニューズレターに掲載し、会員に通告する。

3.3.3 第28条を以下の通り改訂した。

<改訂前>

第28条 認定医認定証の有効期間は、認定証交付日より5年を経過した翌3月末日までとする。

<改訂後>

第 28 条 認定医資格の有効期間は、認定日より 5 年を経過した翌 3 月末日までとする。ただし認定日が 4 月 1 日の場合は、認定日より認定日の 5 年後の 3 月 31 日までとする。

3.3.4 第 39 条を以下の通り改訂した。

<改訂前>

第 39 条 移行措置による資格認定有効期間は、新規認定医と同じく、認定証交付日より 5 年を経過した翌 3 月末日までとする。

<改訂後>

第 39 条 移行措置による資格認定有効期間は、認定日より 5 年を経過した翌 3 月末日までとする。

改訂 1.7 版

1 改訂日

1.1 2025 年 7 月 27 日

2 認定医制度骨子・規則・細則

2.1 骨子

2.1.1 「認定医の条件」の 7) を以下の通り改訂した。

<改訂前>

7) 骨髄採取実績が 3 例以上あること。

<改訂後>

7) 採取実績は、骨髄および末梢血幹細胞を合わせて 3 例以上とし、うち骨髄採取実績を 2 例以上含むこと。

2.2 規則

2.2.1 第 20 条 7) を以下の通り改訂した。

<改訂前>

第 20 条 認定医の認定を申請する者は、次の各項を全て充足する必要がある。

7) 骨髄採取実績が 3 例以上あること。

<改訂後>

第 20 条 認定医の認定を申請する者は、次の各項を全て充足する必要がある。

7) 採取実績は、骨髄および末梢血幹細胞を合わせて 3 例以上とし、うち骨髄採取実績を 2 例以上含むこと。